

# 23 医療環境の充実

## (1) 医療機関の役割分担と連携

### ●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を東京都が担っている。

#### 1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（土・日・祝休日18時～22時、平日20時～23時）に実施している。

#### 〔初期救急医療施設〕

28年度

| 施設名             | 診療日数 | 受診者数    |
|-----------------|------|---------|
| 練馬休日急患診療所       | 362  | 9,723   |
| 練馬区夜間救急こどもクリニック | 362  | ※ 4,077 |
| 石神井休日急患診療所      | 122  | 7,455   |

注：①受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

②練馬休日急患診療所は、区役所東庁舎の工事等のため3日間休診した。

#### 2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には休日診療当番歯科診療所を区内に2か所開設している。

#### 〔歯科（初期）救急医療施設〕

28年度

| 施設名         | 診療日数 | 受診者数 |
|-------------|------|------|
| 練馬歯科休日急患診療所 | 69   | 528  |
| 当番歯科診療所     | 14   | 141  |

#### 3 二次救急医療

東京都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

#### 〔二次救急医療機関〕

28年度

|     | 施設名       | 所在地         |
|-----|-----------|-------------|
| 病院  | 順天堂練馬病院   | 高野台 3-1-10  |
|     | 練馬光が丘病院   | 光が丘 2-11-1  |
|     | 練馬総合病院    | 旭丘 1-24-1   |
|     | 浩生会スズキ病院  | 栄町 7-1      |
|     | 大泉生協病院    | 東大泉 6-3-3   |
|     | 田中脳神経外科病院 | 関町南 3-9-23  |
| 診療所 | 川満外科      | 東大泉 6-34-46 |

### ●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

地域の歯科診療所では治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）を設置し歯科診療を提供している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

#### 〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

28年度

| 区 分                 | 診療日数 | 治療件数  |
|---------------------|------|-------|
| 心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療 | 94   | 2,781 |
| 摂食・えん下リハビリテーション診療   | 82   | 288   |

## (2) 病床の確保

### ●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、17年7月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

また、現在、400床ある病床の利用率は97.4%と高いため、30年度を目途に増築棟の建設に着手し、増床を行う。

### ●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、24年4月に公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
  - ・高度で専門的および総合的な医療
  - ・区内医療機関との連携
- 老朽化が進んでいることに加え、今後の少子高齢化によって増大する医療需要に対応するには院内が狭いことから、移転・改築を計画している。

### ●人材の確保～看護職員フェア

全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている中、区では、区内病院等の看護師不足の改善を目的に、20年度から看護職員フェアを実施している。

本フェアでは、看護師の資格を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげる機会を提供している。28年度には2回実施し、来場者93名のうち13名の就業に結び付いた。

### 〔医療救護所設置校〕

| 医療救護所    | 所在地         |
|----------|-------------|
| 旭丘中学校    | 旭丘 2-40-1   |
| 開進第三中学校  | 桜台 3-28-1   |
| 貫井中学校    | 貫井 2-14-13  |
| 練馬東中学校   | 春日町 2-14-22 |
| 光が丘第四中学校 | 光が丘 2-5-1   |
| 石神井東中学校  | 高野台 1-8-34  |
| 谷原中学校    | 谷原 4-10-5   |
| 大泉南小学校   | 東大泉 6-28-1  |
| 大泉西中学校   | 西大泉 3-19-27 |
| 石神井西中学校  | 関町南 3-10-3  |

## (3) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。

(詳細は、98ページの第2章「21 高齢者地域包括ケアシステムの確立 (4) 地域での生活を支援するサービス等を拡充」の〈在宅療養の推進〉を参照。)

## (4) 災害時医療救護体制の構築

### ●医療機関の役割分担と連携

区内に災害時の医療救護活動の拠点として10か所の医療救護所を区立小中学校に設置し、傷病者のトリアージ(※)や軽症者への応急処置を行う。一方、重症者等は区内2か所の災害拠点病院や6か所の災害拠点連携医療機関に搬送して治療を受ける。

医療救護所では医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に医療救護活動を行う。

※トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

### ●医療救護所の変更と訓練

10か所の医療救護所と災害拠点病院、災害拠点連携医療機関の連携を強化するため、27年7月に医療救護所の設置場所を見直した。28年度は石神井東中学校、谷原中学校で、近接する医療機関とともに医療救護所訓練を実施した。